

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2018年 9月 19日 No.50

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



「自由民主党憲法改正推進本部 改憲条文素案」解説

泉バプテスト教会 城倉 啓

今回は、自由民主党憲法改正推進本部がとりまとめた「改憲4項目」の最後の一つ、64条と73条について。いわゆる緊急事態条項についての加憲案です。3月20日に同党総務会に提示された内容を、次ページの条文対照表に掲載しています。

緊急事態条項を新設することは、2012年自由民主党改憲草案の中でおそらく最も激しい批判を浴びた内容です。そこには「緊急事態を宣言することができる内閣総理大臣が、緊急事態下において法律と同等の政令を作成することができる」という内容が書き込まれていたからです。国会の機能停止、個人を守るために権力を縛るという「憲法の停止」です。

憲法審査会の審議でも大きな批判を受けましたが、細野豪志議員(民進党・希望の党当時)らからの助け舟もありました。「緊急事態時の首相への権力集中ではなく、緊急事態時に選挙が行えない場合のあてがいを含め、国会の機能を保障する条文を、憲法に備えるべきだ」という論点提示です。改憲内容を小さく絞っているところに特徴があります。

今回の自由民主党の緊急事態条項加憲案は、概ね細野議員らの主張を容れています。それによって国民民主党や希望の党を自陣営に引き込むためです。

64条の2は国会議員自身が自分たちの任期を延長できるようにしている点で問題です。前文冒頭の「正当に選挙された国会」に矛盾しています。主権者と国会の関係で、後者がより強くなってしまいます。73条の2も、国会が制定する法律に先立つ「政令」を有効とする点で、緊急事態条項が持つ本質的な危険性(憲法の停止)を保持しています。確実に三権の相互牽制と均衡は歪むでしょう。内閣がますます国会よりも強くなり、裁判所は内閣の制定する政令にすら違憲判断を下せなくなるでしょう。

自由民主党憲法改正推進本部 改憲条文素案

	現行	改憲案
<p>緊急事態条項を明記する改憲案。</p> <p>第六十四条の二、第七十三条の二を新設する加憲。</p>	<p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>.....</p> <p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p><u>第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、あらかじめ法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。</u></p> <p>.....</p> <p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p> <p><u>第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定又は予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、あらかじめ法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。</u></p> <p><u>2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。</u></p>

バプテスト憲法フェスティバル in 九州

平和憲法・平和宣言に押し出されて

2018年8月25日に大名クロスガーデンを会場に「バプテスト憲法フェスティバル」が開催され、九州の4地方連合から74名の参加がありました。

報告として集会で登壇くださった方々の「リレートーク」をお届けいたします。

ローマ市民である者を、裁判にもかけずに、むちで打ってよいのですか。」

嬉野キリスト教会 藤野慶一郎

2012年に自民党が憲法改正草案を発表して以来、嬉野教会では毎朝休まず早天祈祷会をするようになりました。憲法改悪によって、キリスト教弾圧の時代が再び来ようとしていることを感じたからです。

私は「改憲対策祈祷会」を2013年から6回に亘り超教派の集まりとして主催し、諸集会へのお招きも合わせると十数回に亘りクリスチャンの立場から憲法改悪の問題について発信し、反対し、祈ってきました。今日は、城倉さんから声をかけていただき、このような場を与えて下さって感謝しています。「25パウロはそばに立っていた百人隊長に言った。「ローマ市民である者を、裁判にもかけずに、むちで打ってよいのですか。」（使徒22章25節後半 新改訳2017）」パウロはエルサレムで捕らえられましたが、自分はローマ市民であると権利を主張しました。私たちは宣教地の法律をよく知って福音宣教のために用いることが大切だということを聖書から教えられます。

◆憲法20条、21条、12条、13条の改悪問題

既に国旗国歌法が施行され、教育基本法は「伝統文化の尊重」へと改悪されました。公立小中学校では日の丸、君が代がなされ、地元の神社の氏子さんを招いて正月のしめ縄づくりを児童生徒がさせられたり、神社の祭や奉納相撲を「伝統文化」という名目で学校が行っています。ですが、「私はクリスチャンですからいたしません。」と言えば、現行憲法に信教の自由が定められているため、学校は子どもたちの人権を守らねばならず、実際、学校は子どもたちのキリスト信仰を尊重して下さっています。

しかし、憲法12条、13条、21条の改悪が自民党の憲法改正草案の通りになされると、自由及び権利、幸福追求、結社について、「公益及び公の秩序」に反しない限りという条件が付くため、周りの人々と同じようにしなければならなくなります。つまり、「私はクリスチャンですからいたしません」とはもはや言えなくなります。それを貫けば法律違反行為、つまり犯罪とされてしまうでしょう。とんでもない時代が来ようとしています。

また、20条の改悪により、

自由民主党憲法改正草案 第二十条 3項

国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。と規定されてしまいます。神社神道の儀式については世間一般のみんなが普通にやっている社会的儀礼と見なされるでしょうから、クリスチャンもそれを拒否できなくなると考えられます。戦前戦中の時代、全国の学校に奉安殿が設置、拝礼させられたように、国家による日本人としての神社神道による心の統一がなされることに扉が開かれようとしています。憲法12条、13条、20条、21条が改正草案通りに改悪された場合、もはや学校で子どもたちが「私はクリスチャンですから偶像崇拜を致しません」という主張を守ってくれる法律はどこにもありません。「ローマ市民である者を、むちで打ってよいのですか。」と主張できなくなる時代が来ようとしています。

◆憲法89条の改悪問題

1873年（明治6年）にキリスト教禁教が解かれて以降、各地にミッションスクールが設立されました。後にミッションスクールを脅威に感じた明治政府は1899年（明治32年）「文部省訓令第12号」を出しました。これは宗教教育を禁じる法令です。聖書・礼拝を中心とするキリスト教学校にとっては存立をおびやかす、政府からの圧迫でした。当時のミッションスクールは一致団結して政府に抗議、勝利を勝ち取ることができました。それが「キリスト教学校教育同盟」として現在に至っています。

自民党憲法改正草案の89条改悪は、まさに悪しき「文部省訓令第12号」の再来です。

●現行憲法89条では「宗教上の組織」に対して公金を支出してはならないという内容となっています。例えば、教会やお寺や神社など「宗教上の組織」に対して、国や自治体の公金を支出してはならない、というものです。これは理解できます。

ですから「ミッションスクール」が国や自治体から助成金を頂いているとしても、それは「宗教上の組織ではない」ので問題ではありません。

現行憲法 第八十九条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

●ところが問題の、自民党憲法改正草案89条では「宗教的活動を行う組織」に対して公金を支出してはならないというように文言が変えられます。

自民党憲法改正草案 第八十九条

公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、**宗教的活動を行う組織若しくは団体**の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。

「宗教上の組織」ということではなくなり、「**宗教的活動を行う組織**」へと憲法の文言が変えられます。「**宗教的活動を行う組織**」とは、まさしく**ミッションスクール**のことです。**ミッションスクールでは、礼拝、祈り、讃美歌斉唱などがあるため、宗教的活動を行う組織です。**

憲法89条改悪後は、ミッションスクールでは国や自治体からの助成金を頂くことができなくなるでしょう。あるいは国や自治体から助成金を頂く場合は、「宗教的活動」を止めなければなりませんから、チャペルや教室礼拝ができなくなります。これは極めて深刻な問題です。

そしてこれは、キリスト教の福祉施設など、キリスト教各種団体も同様だと考えられます。そして、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、と規定されるため、学校をはじめ諸団体における神社神道や仏教による宗教的活動については、**社会的儀礼又は習俗的行為**と見なされ、容認され、推進さえされるようになることも考えられます。

2017年末の自民党の、憲法改正についての報道によると、この89条改悪の方が他の改悪より先に実現する可能性が出てきています。

◆キリストの愛が圧倒的勝利をもたらす。

私たちはできる限り日本における教会組織と福音宣教の自由が維持されることを求めるがゆえに、憲法改悪に反対します。

しかし、もし憲法が改悪され、教会の宗教法人格が剥奪されたり、ミッションスクールが潰されたり、信教の自由が脅かされる時代が来てしまったとしても、私たちのために命を投げ出してくださったイエスさまへの信仰を奪うことができるものはどこにもありません。そのことは、はっきりと宣言しておきます。

私はイエス・キリストの父なる神さまを信じます。

「35 だれが、私たちをキリストの愛から引き離すのですか。苦難ですか、苦悩ですか、迫害ですか、飢えですか、裸ですか、危険ですか、剣ですか。36 こう書かれています。「あなたのために、私たちは休みなく殺され、屠られる羊と見なされています。」37 しかし、これらすべてにおいても、私たちを愛してくださった方によって、私たちは圧倒的な勝利者です。(ローマ人への手紙8章35～36節)」

東八幡教会 藤田 英彦

おはようございます。これは、日本語の挨拶ですが、イスラエルの挨拶は、シャローム（平和、平安）です。韓国、北朝鮮のハングルではアンニョン・ハシムニカ（安寧ですか）が日常の挨拶です。中東、バルカン半島のイスラエルと、アジア・朝鮮半島の韓国は似ています。イスラエルは平安が欲しい、韓国は安寧が欲しいです。イスラエルだけでなく、中近東の問題。南北和平、核兵器を巡る米朝会談に対する緊張と、どちらも今日に至るまで戦争の怯えが消えない。シャローム、アンニョンを希求する、それが挨拶となっています。朝鮮半島、中近東の緊張を覚えたい。

長崎バプテスト教会は、原爆が投下された午前 11 時 2 分を期して、毎日曜のこの時間に教会の塔の鐘を鳴らし、それから主日礼拝が始まるそうです。原爆被災を風化させないことを市民に訴える。これも見事な教会のミッションステートメントだと思います。

川柳に、8 月や 6 日 9 日 15 日という句がありますが、8 月は、それだけではありません。1907 年 8 月 12 日は日露戦争の終戦記念日です。1914 年 8 月 4 日は、第 1 次世界大戦勃発の日です。

8 月 15 日は、太平洋戦争の終戦記念日と言われ、米国を先頭とする連合国に対して全面降伏した日ですが、私は大東亜戦争の**敗戦記念日**で、アジア諸国に対する侵略戦争が粉碎された日と考えています。**8 月 12 日**は日露戦争の終戦記念日で、日清戦争に続き朝鮮を舞台にして中国、ロシアに勝利し、この日から本格的に今安倍政権によって喧伝されている「維新 150 年」の一環として、アジア侵略、植民地化が展開された記念日です。敗戦後の日本は現代史に蓋をし、憚りません。

歴史的には、**1905 年に日露戦争が終結した年**です。日露講和条約は 9 月 5 日に締結され、11 月に第 2 次日韓条約が締結されます。この時に韓国の外交権を日本が奪い、今日問題の韓国の東海が日本海となり、独島が島根県竹島になります。翌年 2 月、日本の統監府が造られ、伊藤博文が就任します。その伊藤博文が 1909 年にハルピン駅頭で安重根によって暗殺され、安重根は翌 1910 年 3 月に処刑されます。カトリックは安重根を暗殺者として除名しますが、近年、彼を殉教者として復帰させています。

1910 年 8 月 22 日に、日韓併合の条約が結ばれ、条約は 8 月 29 日に発効されています。同じ 1910 年に、日本組合基督教会は朝鮮伝道を決議し、渡瀬常吉が主事に選任され、1911 年から活発に展開しました。多額の朝鮮総督府の機密費や財界からの寄付を受けていたということです。組合教会の中でも柏井義円、吉野作造等は反対、金森通倫などは積極派でした。金森通倫は、海老名弾正らと並ぶ明治初期の組合教会の指導者ですが「日本基督教主義」を唱え、後に牧師を辞めて実業界に入った人で、自民党元幹事長石破氏はその孫と言われ

ています（銀座教会員？）。連盟の前身、西部バプテスト組合でも、1935年、長崎で開催された第33回年会に於いて天野牧師による大連伝道が承認され、宣教師として赴いています。

話は変わりますが、報道によれば、安倍自民党再選に勝利し、平和現憲法を替え、維新政府の「大日本帝国憲法」になるべく近づけようとしているようです。

明治憲法は、憲法制定準備のため渡欧していた伊藤博文が帰国憲法の起草準備に取り掛かり1889年脱稿し『憲法制定会議』に付しています。

伊藤は帝国憲法の精神を説明した「起案の大綱」において「機軸なくして政治を人民の妄議に任す時は、政其統紀を失ひ、国家亦隨て廢亡す。抑々欧州に於いては憲法政治の萌せる事千余年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又宗教なるものありて之が基軸をなし、深く人民に浸潤して人心之に歸一せり。然るに我国に在りては宗教なるもの、其力微弱にして、一も国家の基軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢いを張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至りては已に衰替に傾きたり。神道は粗宗の遺訓に基づき之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは、独り皇室あるのみ。是を以て此憲法草案に在ては意を此点に用ひ、君憲を尊重して成るべく之を束縛せざらん事を勉めたり」憲法政治によって人民に政治への参与の権を容認することは、絶対主義の基本体制と相いれない。これを調和させ、糊塗するために持ち出されたのが、天皇をピラミッドの頂点とするヒエラルキーの確立強化と、天皇の仁慈と国民の随順の倫理であった。[大綱]は主権在民を否定し、天皇の大権を確立して「君主国に於いての主権は、実に君主の一身に付着するものなり」。従って参政権にしても天皇陛下の人民に下付されたものに過ぎないと言います。

1889(M22)年2月11日、紀元節に「大日本帝国憲法」は発布され

「第1条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」

「第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」

「第28条日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」となっています。

伊藤博文は「但し、信仰帰依は専ら内部の心識に属すと雖、其の更に外部に向かひて礼拝、儀式、布教及結社、集会を為すに至っては固より法律又は警察上安寧秩序を維持する為の一般の制限に遵はざるを得ず、而して何等の宗教も神明に奉事する為に奉憲の外に立ち、国家に対する臣民の義務を逃るの権利を有せず、…而して外部に対する礼拝、布教の自由は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべからず、及臣民一般の義務に服従せざるべからず、之も憲法の裁定する所にして政教互相關係する所の界域なり」伊藤博文著『憲法義解』（岩波文庫版60頁）と言っていますが、当時の教会は「信教の自由」が憲法で認められたと喜

び、東京では提灯行列をし、祝会を開いたということです。

私は、正直に言って現憲法に対しても「改正論者」です。「第 1 章」は現憲法前文の趣旨に反し、廃棄すべきであり、「象徴天皇論」がこの国の無責任体制、差別を引き起こす根源だと思います。ソフトな天皇の真相がジャーナリズムによってぼかされていますが、まず、「象徴」とは、帽子の徽章のようなもので、人格につける言葉ではありません。自分の名字、私有財産、住居を持たない、男女差別、系属無条件譲位の天皇一族を普通の「人間」にして差し上げることが大切です。また一見慈愛深く見せながら、政治の貧困を糊塗する行幸の「伊藤がいう疑似(宗教)の『象徴』に決してならない。」と基督者は言挙げしてはと言いたい思いです。

「憲法第 9 条を守れ」は、「戦争は嫌だ！」という日本人の悲願とも言うべき叫びで、今更私がここで叫ぶまでもありません。私は「憲法問題」は、キリスト者として「第 1 章の天皇条項」の破棄、「第 3 章人権」の尊重を訴えます。

姪浜教会 飛永 孝

1、私は 19 歳から 21 歳まで自衛隊に居ました。1960 年今から 57 年以上前のこと。入隊の何日か後で浅沼さんの暗殺事件がありました。自衛隊内部で米軍基地撤去デモに参加し、マルクス主義学習の活動を行ったかたがばれて契約解除・クビになりました。

2、55 年前とちがっていること

戦争の出来ない国になったこと。1966 年 7 月以来、全国 52 基とも言われる原爆→玄海と川内に IRBM が落ちたら九州は住めない土地になります。日本全国あつという間に住めない土地になります。しかし軍備は大きく増強されています

ほかのことはあまり変わらない。当時の自衛隊では座学あるいは精神訓話などと言っていました。グランドへ連れて行き、「あそこに青い屋根の家が見えるだろう、あそこには社会党員が住んでいる。あれはソ連のスパイだ」などと教育していました。

「2008 年航空幕僚長が「日中戦争は侵略戦争ではない」と公然と言ったり、今年の 4 月には統合幕僚監部の 3 佐が民進党の議員に「おまえは国民の敵だ」と言ったりしているのを見ると私が入隊していた当時と自衛隊の中身はほとんど変わっていません。」

3、自衛隊員は「憲法が間違っている」と考えています。

自衛隊員は自衛隊のことを軍隊と考えています。自衛隊＝軍隊、その存在は当然。その存在を否定する憲法が間違っていると隊員は全員考えています。

人は自分の飯の種を「正しい」と考えます。牧師がその仕事を正しいと考え、警官がその仕事を正しいと考え、九電社員がその仕事を正しいと考えるのと全く同じなのです。

4、自分たちの本当の指揮者は天皇であると教えられます。

座学・教育では「飛永、お前は産まれた街を愛するか」「愛します」「お前の県を愛するか」「愛します」「その県の集まったのが祖国だ、お前は祖国を愛するか」「愛します」。「ところでお前達の最高指揮官は誰だ」「総理大臣です」「今の総理大臣は誰だ」「池田勇人さんです」「その池田は自民党のボスで、下に一番沢山派閥の子分を集めた奴になるのを知っているか」「知っています」「それに結局は影で隠れた金を一番集めることの出来る奴になるのだ、陰では人に言えない悪いことを一杯やってボスに上り詰めるのだ。国の方針などは官僚が作りそれをさも自分が作ったように言っているに過ぎないのだ、知っているか」「知っています。」

「ところでお前はそんな奴の指揮下で命を捧げることが出来るか、出来ないだろう」「その捧げられた命は彼らの手柄になってしまうのだ」「そんな者に本当に命を捧げられるか？飛永」「出来ません」「そうだろう、ところが日本にはそんな嘘つきで私利私欲・権力欲のカタマリではない、本当の祖国を代表する、清く尊い方がおられるのだ。それは日本の3000年の伝統にある天皇陛下だ。」「我々が本当に命を捧げることが出来るのはこの方なのだ、この方こそ祖国を守る我々の本当の魂の指揮官なのだ、分かったか」「分かりました。」

これは本当にあったことであり、今は池田勇人が安倍晋三に変わっているだけでより納得のいく話になっていると思います天皇は多分大多数の自衛隊員の尊敬すべき魂の指揮官となっていると思います。

5、真の意味でシビリアンコントロールは不可能です。

「天皇を真の指揮者と思い、目の前の指揮官はなんとなくその流れの中にあると思考している集団」、「自分の個人としての考えではなくその目の前の指揮官に盲目的に従うことだけを日夜訓練されている集団」、「憲法が間違っていると考えている集団」、「ある党派、今は自民党党首に命を捧げるのはイヤだと考えている集団」に、シビリアンコントロールは本質的に不可能なのです。天皇制はそのための絶好の道具立てとなっています。オオム真理教の連続死刑執行など、天皇の代替わりを利用した、天皇制を更に身近に、清く尊く見せかけるための危険な政治が強化されています。「自衛隊員に間違っていない憲法を作ってやる」ための憲法改悪はその流れの中にあります。

6、天皇制に対するたたかいは信仰の戦いだけでなく、平和を守り創っていく戦いでもあります。

長住教会 平野 健治

みなさんこんにちは。西南大学神学部・長住教会の平野健治です。私は昨日まで、いわゆる「慰安婦」問題について考えるスタディーツアーを同じ神学部の西本詩生さんと企画し、11名で韓国を訪問していました。今回の訪問で、この「慰安婦」問題について新しい視点を与えられました。それは被害者一人ひとりの証言に耳を傾けることの大切さです。もちろん慰安所制度は組織的に行われていたのが事実です、でもそれでも私たちがひとりひとりの女性に起きた性暴力として聞き取っていかなければいけません。韓国に行って、様々な人と出会いの中から、そのように思われるのです。

当時15歳だったある被害女性は村の村長に、日本の工場で2～3年働かないかと誘われ、それに出発するのですが、着いた先はインドネシアの日本軍の前線の慰安所でした。彼女は無理やり薬物を投与され、殴られ、自殺を図り、一日中強姦されました。戦後、彼女は誰にもそのことを明かさず生きぬいてきました。しかし日本が慰安婦制度などなかったという声に抵抗して、彼女は名乗りでて声をあげます。混乱する記憶を整理し、証言を始めました。私たち日本人に、しっかりとその事実に向き合いなさいということです。

私は日本が韓国に謝罪するだけでなく、そのことよりも「私が」彼女に謝罪をしたい、そして残された人生をもう一度歩むことができるように、平安な人生が送れるように、その回復をお手伝いしたい、それが私の戦争責任なのだと思います。そしてさらに私の戦争責任とは、その事実を伝え続ける事、私以外の誰かに被害者の証言を紹介すること、聞いてもらうことが私の戦争責任だと思っています。

そして私がいわゆる「慰安婦」被害者の方々に謝罪することは、彼女たちだけではなく、もっと大きな広がりを持つことも知らされました。今も世界で性暴力の被害にあっている女性たちをカブけることになるのだと思います。性暴力がなかった事とされ、傷ついている女性を励ます、それが私たちの謝罪がそのような、力になってゆくということを知りました。だから私は大きな声で、みんなに聞こえるように被害者の方々に謝罪をしたいと思っています。

さて憲法についてですが、私は憲法の9条と共に、前文も大切にしたいと思っています。こうあります。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよ

うと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

とあります。焼野原で混乱していた日本が戦後、平和を愛する人々の公正と信義に信頼するという決意をもって国を作ろうとしたこと、それが前文には書かれています。平和に向けての私の決意とそれは重なっています。「慰安婦」被害者の方々、性暴力の被害者の方々に今なお続いている、圧迫と偏狭が永遠に除去されることを願う、それが私の決意と重なるのです。しかしこれも、自民党の改憲案ではすべて削除、そしてその代わりに「戦争の荒廃と災害を『乗り越えて発展した』」そんなふうに改悪をしようとしています。

戦争は必ず性暴力を伴います。それは本当に人を傷つけ、回復できない痛みを与えます。もう絶対戦争をしない、性暴力の被害者をうみ出さない、そんな憲法と社会を作りたい、それを願って礼拝したいと思っています。

国民投票に向けて様々なキャンペーンが予測されますが、その時に、あなたの判断を助ける1冊として『そもそも国民投票って 憲法の条文を変えるためのルール』を作成いたしました。まずは、改憲手続きの流れを知って、私たちのできることを、できないことを一緒に考えてみませんか。パンフレットを開きながら「私たちの作る平和」が実現することを願って、「憲法カフェ」のお手伝いもさせていただきます。



現することを願って、「憲法カフェ」のお手伝いもさせていただきます。

ご希望の方は、

恵泉バプテスト教会 電 03-3713-6124

fax 03-3713-1225

泉バプテスト教会 電・fax 03-3424-3287

東八幡キリスト教会 電・fax 093-651-6669

1冊 100円以上のカンパ協力をお願いしています。

入金方法は、各教会に直接お尋ねください。

共催集会の第2弾企画準備中

SNSはじめました

#メールマガジン

登録希望の方は以下のメールアドレスまで

⇒amy.wood0226@gmail.com

#Facebook } 開設準備中
#Instagram }
#Twitter }

めじるしは、
「バッピー」と「憲法アクション」

